



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*14	旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
*15	和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 8
*16	和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(医務課) 8
*17	和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則	(〃) 8
*18	和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則	(〃) 9
*19	和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(労働政策課) 9
*20	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則	(都市政策課) 10
*21	和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 10

規 則

和歌山県規則第14号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則(旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則(昭和42年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(旅行命令簿の様式)

第2条 旅費規則第3条第3項の規定による旅行命令簿の様式は、別記第1号様式とする。

第5条中「別記第1号様式(その1)」を「別記第1号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (その1) を次のように改める。

別記第2号様式 (その5) を次のように改める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

和歌山県規則第15号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、第3条第2項及び第9条中「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和38年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条中「うえ」を「上、」に改める。

第8条の3に次の1項を加える。

2 准看護師修学資金の貸与を受けた者が、条例第10条第1項第2号の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予された期間の終了後1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに前条各号に掲げる県内の施設において行う看護師の業務に従事したときは、前項の規定は、同項中「准看護師の業務」とあるのは「看護師の業務」と読み替えて適用するものとする。

第9条第1項中「うえ」を「上、」に改める。

第10条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第12条第2項及び第13条第2項中「うえ」を「上、」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の3の規定は、この規則の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第17号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「学生について、」を「学生に対して、病気その他」に、「場合は」を「場合において」に、「課題学習を学生が受けることにより」を「講義又は実習を受けさせたときは、」に改める。

別記第2号様式中「はって」を「貼って」に、「はりきれない」を「貼りきれない」に、

「ふりがな
志願者氏名」

を「ふりがな
志願者氏名」に、「写真
年 月 日生 満 歳」を「昭和・平成 年 月 日生 満 歳」

ちょう付欄」を「写真貼付欄」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「学生について、」を「学生に対して、病気その他」に、「場合は」を「場合において」に、「課題学習を学生が受けることにより」を「講義又は実習を受けさせたときは、」に改める。

第29条第4項及び第5項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表第3中

1	30
2	90
3	135
4	180
1	45
29	945

を

2	30
2	90
3	135
5	225
1	45
31	990

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「応じて」の次に「40日分を限度として」を加える。

別表第1中「両上し」を「両上肢」に、「1上し」を「1上肢」に、「すべて」を「全て」に、「両下し」を「両下肢」に、「1下し」を「1下肢」に改める。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 公共職業訓練を実施する職業能力開発施設が受講対象者の居住する都道府県と異なる都道府県に所在する場合、訓練手当は、公共職業安定所長が職業訓練の受講の指示を行った公共職業安定所が県内に所在するときに支給する。ただし、公共職業安定所長の受講の指示後、受講の指示をされた者が県内から当該職業能力開発施設の所在する他の都道府県に異動した場合についても、訓練手当は支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する職業訓練を受けた場合における受講手当について適用し、施行日前に開始した職業訓練を受けた場合における受講手当については、なお従前の例による。

和歌山県規則第20号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月2日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第3号中「別記第11号様式」を「別記第11号様式の3」に改め、「法定代理人」の次に「（法人である場合にあつては、その役員を含む。）」を加え、同条第4項中「登録申請者」の次に「（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。）」を加える。

第18条第2項第4号中「及び同条第3号」を「、同条第3号」に改め、「書面」の次に「及び登記事項証明書（法定代理人が法人の場合に限る。）」を加える。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 11 号様式 (第 16 条の 2 関係)

屋外広告業登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
申請者

氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業の登録を受けたいので、和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 23 条 (第 1 項 第 3 項) の規定により、次のとおり申請します。

(第 1 面)

登録の種類	新規	※ 登録番号	和歌山県
	更新	※ 登録年月日	屋外広告業登録第 号
(フリガナ) 氏名及び生年月日 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	法人・個人の別 (1 法人 ・ 2 個人) 生年月日 年 月 日生		
住所又は所在地	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
和歌山県の区域内において営業を行う営業所			
名称	所在地	電話番号	
役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)	役 職	(フリガナ) 氏 名	

(第 2 面)

★ [申請者が 未成年の場 合]	(フリガナ) 氏名及び 生年月日 <small>(法人にあっては、商 号又は名称、代表者 の氏名及び生年月日)</small>	法人・個人の別 (1 法人 ・ 2 個人)	
	住所又は所在地	郵便番号 (-)	
	役員 <small>(法定代理人が 法人である場合)</small>	役 職	(フリガナ) 氏 名
法定代理人		電話番号() -	
業 務 主 任 者	所属営業所の名称	(フリガナ) 氏 名	適 要
他 の 地 方 公 共 団 体 に お け る 登 録	地方公共団体名	登録番号	登録年月日

(注)

- 1 新規の登録の場合、※印のある欄は記入しないでください。
- 2 「新規・更新」及び「法人・個人」の別については、いずれか該当する方に丸印を付けてください。
- 3 申請者が法人の場合は、☆印のある欄を、申請者が未成年である場合は、★印のある欄を記入してください。
- 4 添付書類
 - (1) 条例第23条の2第2項に規定する誓約書 [様式第11号の2]
 - (2) 業務主任者が条例第25条第1項各号の要件のいずれかに適合することを証する書面
 - (3) 規則第16条の3第1項第3号に規定する略歴書 (登録申請者、役員、法定代理人、法定代理人 (法人) の役員) [様式第11号の3]
 - (4) 登記事項証明書 (登録申請者及び法定代理人が法人である場合)
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第11号様式の2中「及び法定代理人」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)」を、「前各号」の次に「又は次号」を加える。

別記第11号様式の3を次のように改める。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2を次のように改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。